

# 指定管理者運営評価シート

【令和6年度】

## 1. 施設の概要

施設名	日南市北郷福祉センター
所在地	日南市北郷町郷之原乙2006番地1
指定管理者名	社会福祉法人 日南市社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）
施設所管課	市民生活部 北郷町地域振興センター
設置目的	地域の福祉活動の拠点として、市民の福祉増進や各種福祉団体の支援を行う。
施設の概要	事務室 41.4㎡ 団体事務室・相談室 22.2㎡ ロビー 68.4㎡ 研修室 144.0㎡ 作業棟 77.0㎡ トイレ2か所（それぞれ男子1、女子1、身障1）、ホール

## 2. 事業の概要

事業の概要	(1) 施設及び付属設備等の維持管理に関する業務 (2) 在宅福祉に関する業務 (3) 高齢者等に関する業務 (4) 各種福祉相談に関する業務 (5) 福祉団体の育成及び強化に関する業務 (6) 福祉作業所に関する業務 (7) 使用料等の徴収に関する業務 (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務
-------	---

## 3. 施設の利用状況

	各種団体
利用件数	186件
利用人数	1,840人

## 4. 指定管理者の収支状況

(単位：円)

収入	指定管理料	3,632,000
	その他	1,192,162
	計	4,824,162
支出	人件費	2,240,589
	光熱水費	825,353
	通信運搬費	29,315
	業務委託費	590,390
	賃借料費	32,340
	租税公課費	1,106,175
	計	4,824,162

5. 個別評価

評価項目	評価の視点	評価
1. 運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の方針、施設の設置目的等を的確に理解し運営されているか。</li> <li>・利用者が平等に利用できるよう適正な利用許可がなされているか。</li> </ul>	A
2. 法令・協定書等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、協定書等を遵守されているか。</li> <li>・労働法規等を遵守した適正な労働環境が確保されているか。</li> <li>・提案した事業計画の内容を適切に実施されているか。</li> </ul>	A
3. 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理が実施されているか。</li> </ul>	A
4. 職員の配置及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員の配置は適切であるか。</li> <li>・業務に対する研修等の必要な職員教育が行われているか。</li> </ul>	A
5. 連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営業務全般について、市への適切な報告・連絡等ができているか。</li> </ul>	A
6. 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安全快適に施設を利用できるよう、建物・設備の保守や修繕、清掃等が適切に実施されているか。</li> </ul>	A
7. 安全対策・危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の警備体制は適切であるか。</li> <li>・マニュアルの整備や関係機関との連絡体制の確立など、非常時・緊急時における必要な手立てが講じられているか。</li> </ul>	A
8. 経理の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理区分を明確にし、適正な経理処理が実施されているか。</li> <li>・収支計画と比較して大きな差異はないか。</li> <li>・必要な経費削減の取組が実施をされているか。</li> </ul>	A
9. 利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サービス向上のための効果的な取組を実施できているか。</li> <li>・利用者ニーズや満足度などを把握する取組ができているか。また、利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか</li> <li>・利用者増加や利用率向上に向けた具体的な取組が実施されているか。</li> <li>・広報誌への掲載やチラシの作成など、有効な情報発信・PRの手立てが講じられているか。</li> </ul>	A
10. 苦情、トラブル等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情やトラブル等に対し適切かつ迅速な対応が行われているか。</li> </ul>	A

◎評価基準

- A…要求水準を概ね満たしている。
- B…要求水準を一部下回っている（改善が必要）。
- C…要求水準を一部下回っている（相当程度の改善が必要）。